

トレーラーなど、「特殊車両」取り締まり 札幌南区の国道230号

2020/8/4(火) 12:05

札幌市南区の国道では、トレーラーなど「特殊車両」の取り締まりが実施されました。

札幌市南区の国道230号です。北海道開発局・札幌開発建設部の担当者などが「特殊車両」の長さや幅を計測していました。

「特殊車両」は、長さ12メートルなど一定の大きさ、重さを超えるトレーラーなどの車両が対象で、橋や舗装された道路を守るため、通行には国道事務所など「道路管理者」の許可が必要になります。

しかし、去年の取り締まりでは、18台中14台に違反があったということで、北海道開発局は、法令を守り正しく道路を使ってほしい、と話しています。